

公益社団・財団法人の資産運用

今回は、公益社団/財団法人が資産運用を行う場合の規制等について概説する。

(ポイント)

- 資産運用規制
- 資産運用に関するルールの策定、運用

1. 公益法人の資産運用規制

公益法人の資産運用は、旧指導監督基準等の規制を引きずっている部分もあり、従前より定期預金や国債等の元本確保で安全性の高い投資での運用がされていることが多い。資産運用管理規程等の法人内の運用ルールも変更せずに、国債等の安全性の高い運用資産に投資をしているケースも多い。現行公益法人制度では、資産運用に関し、特段の規制はなく、自己責任で自主的な資産運用ができることとされている。ただし、公益人認定基準上で、財政的な基盤を維持すること、投機的な取引や株式の過半数を所有することが禁止されている等の一定の制限(認定法5⑤⑯)がある。それ以外は社内ルールや理事会等の承認に基づき自主的な資産運用を行う。

2. 資産運用に関するルールの策定、運用

自己責任で自主的かつ自由な資産運用が行えるといつても、法人運営上の財政的な基盤を考慮すると、元本割れを起こすようなリスク投資を行うわけにはいかない。財産の集合体である財団法人には基本財産等の維持義務があり、社団法人でも構成員である会員等から預かった財産をむやみにリスクのある投資をすることはできない。法人内で保有財産を適切に分類(基本財産:長期的に維持拘束すべき財産、特定資産:特定目的のために保有する財産、運用財産:積極的に運用リスクとリターンを負う財産等)し、財産ごとに適切な運用・管理ルールを策定し、実行することが重要になる。資産管理運用規程の策定や、理事会等で投資対象を制限または適切な報告・管理するなどし、適切なガバナンスを構築することになる。

資産運用管理規程の例

資産運用管理規程(例)

(目的)

第1条 この規程は、定款第〇〇条及び経理規程第〇〇条の規定に基づき公益社団(財団)法人〇〇協会(以下「協会」という)における資産運用管理の方法について定めることを目的とする。

(基本原則)

第2条 協会の資産運用管理については、安全かつ確実な方法及び流動性を確保した上で効率的な管理運用を行うことにより、公益目的事業の安定的及び積極的な遂行を行うこととする。

(資産区分と運用方針)

第3条 この規程が適用される資産は、下記各号の資金区分並びに運用方針により行うものとする。

(1) 基本財産

法人の長期的な根幹財産維持のため、投下元本が毀損しない金融商品での運用とし、元本の安全性を確保する。。

(裏面に続く)



公益社団・財団法人の資産運用

資産管理運用規程の例

(2) 特定資産

積立資金の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、流動性を確保しつつも元本確保を図る金融商品での運用とする。

(3) その他の資金

資金の積立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(資金運用の対象)

第4条 前条に規定する資産の運用対象は、次のとおりとする。

(1) 円建て預貯金(信用金庫への出資金を含む)

(2) 国債、地方債、政府保証債及び金融債

(3) 公社債投資信託

2 前項にかかわらず、経理規程第〇条に定める財務担当責任者が、第2条に掲げる基本原則に適合すると判断し、理事会での承認を得た場合には、前項に掲げる資金運用対象以外のものの運用ができる。

(理事会への報告等)

第5条 経理規程第〇条に規定する財務担当責任者は、協会の資産運用管理の管理者とし、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、協会の定款、経理規程及び法令に従い、忠実に職務を執行し、管理運用の経過及び結果について、少なくとも年1回又は必要に応じて理事会に報告する義務を負う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 (施行日)

この規程は、2019年××月××日より施行する。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<任意団体の課税>

公益/一般法人には、任意の関連団体があることが多い。任意団体とは、「法人格のない人の集まり」であり、学会、研究会、サークル、同窓会、町内会、自治会など名称の如何は問わず、同じ目的を持った人を集め、規約を定め、役員を組織することで簡易に設立できる。任意団体は、法律で定められた組織ではないため、法務局等への設立登記は必要なく、特別な許可も不要であるが、「法人格」は持たないため、団体の名義では権利能力を持たず契約等を行うことはできない。任意団体は、法人税法上では通常「人格のない社団等」とされ、法人税法施行令第5条に規定される収益事業を行う場合には課税団体として法人税課税がされる。また、消費税の課税売上のある団体は消費税課税されることもあり、また、給与等報酬の支払いのある団体は所得税源泉徴収などが実施される。非営利や公益的、共益的な活動に取組む小規模な団体の管理体制には不備があることが多いが、課税制度や法令等に留意し、適切な運営を行っていく必要がある。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。